

国 不 用 第 7 5 号
令和3年3月31日

各地方整備局用地部長 殿
北海道開発局開発監理部長 殿
各地方運輸局鉄道部長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿
首都高速道路株式会社 執行役員 殿
独立行政法人都市再生機構 理事 殿
独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構 副理事長 殿
東日本高速道路株式会社
代表取締役兼専務執行役員 建設事業本部長 殿
中日本高速道路株式会社
取締役常務執行役員 技術・建設本部長 殿
西日本高速道路株式会社
取締役常務執行役員・建設事業本部長 殿
阪神高速道路株式会社 常務執行役員 殿
本州四国連絡高速道路株式会社 経理部長 殿
独立行政法人水資源機構 用地管財部担当理事 殿
各都道府県用地担当部局長 殿
各政令市用地担当部局長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局
土地政策課長
(公印省略)

農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の
相続税の納税猶予等の特例措置の適用について (改正)

「農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の相続税の納税猶予等の特例措置の適用について」(平成13年5月25日付け国総国調第18号国土交通省総合政策局国土環境・調整課長通知)について別添のとおり改正する。

国総国調第18号

平成13年5月25日

最近改正 令和3年3月31日国不用第75号

各地方整備局用地部長 殿
北海道開発局開発監理部長 殿
各地方運輸局鉄道部長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿
首都高速道路株式会社 執行役員 殿
独立行政法人都市再生機構 理事 殿
独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構 副理事長 殿
東日本高速道路株式会社
代表取締役兼専務執行役員 建設事業本部長 殿
中日本高速道路株式会社
取締役常務執行役員 技術・建設本部長 殿
西日本高速道路株式会社
取締役常務執行役員・建設事業本部長 殿
阪神高速道路株式会社 常務執行役員 殿
本州四国連絡高速道路株式会社 経理部長 殿
独立行政法人水資源機構 用地管財部担当理事 殿
各都道府県用地担当部局長 殿
各政令市用地担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長

農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の
相続税の納税猶予等の特例措置の適用について（通知）

平成十三年度税制改正において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号。以下「平成十三年改正法」という。）により、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第70条の4若しくは第70条の6又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号。以下「平成七年改正法」という。）附則第36条第3項の規定により相続税又は贈与税（以下「相続税等」という。）の納税猶予の特例の適用を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合には、当該納税猶予が継続されることとすることを内容とする特例の拡充が認められたと

ころである。

同様に、地方税法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 8 号）により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 12 条又は地方税法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 40 号）附則第 4 条の規定により農地等の贈与に際しての不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている農地等についても、公共事業の用に供するために一時的に地上権等を設定した場合には当該設定がなかったものとして徴収猶予が継続されることとなった。

本制度の趣旨、内容及び適用に係る手続は下記のとおりであるので、関係各職員に周知するよう取り図られたい。

なお、本通知の内容については国税庁、総務省及び農林水産省とも協議済みであるので、念のため申し添える。

記

1 制度の趣旨

公共事業を実施するために相続税等の納税猶予又は不動産取得税の徴収猶予（以下「納税猶予等」という。）の対象となっている農地等に対して地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定することにより当該納税猶予農地等を一時使用せざるを得ない場合には、一時使用後に営農を継続するときに限り、相続税等又は不動産取得税の納税猶予等の期限が到来しないように当該納税猶予等に係る制度を拡充することとされ、円滑な公共事業の施行の実施及び営農の保護に資することとなったものである。

2 制度の内容

次に掲げる条件を満たす場合には地上権等の設定がなかったものとみなされ、納税猶予等が継続される。また、一時使用期間中は営農を行わないこととなるが、当該期間中であっても営農をしているものとみなす（法第 70 条の 4 第 18 項、第 70 条の 6 第 22 項、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。以下「令」という。）第 40 条の 6 第 67 項及び第 40 条の 7 第 71 項、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 12 条、地方税法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 40 号）附則第 4 条）。

イ 道路、河川、鉄道事業その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したものの施行のために納税猶予農地等に一時的な地上権等を設定し、かつ、その使用が代替性のないものとして主務大臣が認定したこと。

ロ 一時使用が終了した後に、納税猶予の適用を受けている者（以下単に「農地等の所有者等」という。）が営農を再開すること。

また、平成七年改正法附則第 36 条第 2 項の規定により贈与税の納税猶予の対象となっている農地等に対して同条第 3 項の規定が適用される使用貸借による権利の設定をしている場合に、公共事業の用に供するために当該使用貸借による権利を消滅させ、地上権等を一時的に設定したときにおいても、特例措置の適用が受けられる（平成七年改正法附則第 36 条第 6 項）。

3 相続税等の納税猶予について1の特例を受けるための手続

(1) 国土交通大臣の認定

① 事業の施行者は、認定を受けようとする事業が、法第70条の4第18項、第70条の6第22項又は平成七年改正法附則第36条第6項に規定する国土交通大臣による道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業その他これらの事業に準ずる事業（申請に係る事業がその他これらの事業に準ずる事業として国土交通大臣が既に認定した事業を除く。）である旨及び納税猶予の対象となっている農地等（以下「納税猶予農地等」という。）の使用が代替性のない旨の認定を受けるために、以下の書類を国土交通大臣（送付先：不動産・建設経済局土地政策課公共用地室宛）に対して提出することとする。

イ 認定申請書（別紙様式1）

ロ 次に掲げる書類

(a) 認定を受けようとする事業が、道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業その他これらの事業に準ずる事業と考えられる理由を記載した書面（道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業その他これらの事業に準ずる事業として国土交通大臣が既に認定した事業である場合は不要。）

(b) 事業計画書、一時使用予定の農地等が明らかな起業地を表示する図面、納税猶予農地等の使用が代替性のないものとする理由を記載した書面等、納税猶予農地等の使用が代替性のないことを明らかにする書類

(c) 当該納税猶予農地等の登記簿の謄本

(d) 納税猶予農地等の図面、写真等、当該農地等の貸付けの直前の利用状況を示す書類

(e) その他参考となるべき資料

② 道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業その他これらの事業に準ずる事業である旨の認定申請を行うにあたっては、国土交通本省の事業所管部局と事前に協議し、当該認定を受けようとする事業（道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業を除く。）が以前に認定を受けたことが明らかとなった場合にはその旨を認定申請書に記載することとする。

③ 国土交通大臣は、申請に係る事業が道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業その他これらの事業に準ずる事業であり、かつ、当該事業に係る納税猶予農地等の使用が代替性のないものであると認められる場合は、事業の施行者に対して法第70条の4第18項、第70条の6第22項又は平成七年改正法附則第36条第6項に規定する認定書を発行するものとする（別紙様式3）。

ただし、国土交通大臣は申請に係る事業がその他これらの事業に準ずる事業であること及び納税猶予農地等の使用が代替性のないものであることについて疑義がある場合には、その認定書を発行する前に国税庁長官にその旨の連絡を行うものとする。

- ④ 事業の施行者は③の認定書を農地等の所有者等に送付するものとする（別途（3）において農業委員会（農業委員会を置かない市町村にあっては市町村長。以下同じ。）に提出する当該認定書の写しを用意しておくこと。）。

(2) 税務署長の承認

- ① (1)の認定を受けた後、当該納税猶予農地等の一時使用に係る地上権等を設定した場合には、農地等の所有者等は貸付けを行った日から一月以内に納税地の所轄税務署長に次に掲げる書類を提出し、法第70条の4第18項、第70条の6第22項又は平成七年改正法附則第36条第6項に規定する承認を受けるものとする（令第40条の6第39項及び第40項、第40条の7第42項及び第43項、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号。以下「平成七年改正令」という。）附則第28条第7項及び第8項）。

イ 次に掲げる事項を記載した申請書

(a) 申請者の氏名及び住所

(b) 当該地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細

(c) 当該地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該所有者等の農業の用に供する予定年月日

(d) その他参考となるべき事項

ロ 次に掲げる書類

(a) (1) ③の認定書

(b) 申請者と事業の施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的に貸し付ける旨の契約書で当該農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものの写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは同法に規定された収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するための写し（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。）第23条の7第27項、第23条の8第22項又は租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33号。以下「平成七年改正規則」という。）附則第14条第9項）

- ② ①の承認申請後一月以内に却下又は承認がなかった場合には、自動的に承認される（令第40条の6第41項、第40条の7第44項又は平成七年改正令附則第28条第9項）。また、納税猶予農地等の一時使用期間中に農地等の所有者等が死亡し、相続人が引き続き当該農地等について相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出した日が承認の日となる。

- ③ (3) ①で規定するとおり、事業の施行者は農地等の所有者等が所轄税務署長に提出した申請書の写しを農業委員会に提出する必要があるため、農地等の所有者等が所轄税務署長に必要書類を提出した場合には申請書の写しを当該農地等の所有者等から取得すること。

- ④ 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予を受けている農地等を一時使用しようとする

ときは、法第 70 条の 4 第 18 項の規定による認定書並びに (4) 及び (5) に規定する所轄税務署長に提出する書面とは別に、地方税法附則第 12 条第 1 項の規定によりその例によることとされる法第 70 条の 4 第 18 項の規定による認定書並びに納税地の都道府県知事に提出するための (4) 及び (5) の書面が必要となることに留意すること。

(3) 農業委員会への届出

① (1) の認定を受けた後、事業の施行者は、当該農地等の一時使用に係る地上権等の設定契約を締結し、農地等の所有者等が (2) の承認の申請を行った場合には、遅滞なく次に掲げる書類を農業委員会に対して提出し、納税猶予農地等を公共事業の用に供するため一時使用することを届け出ること (別紙様式 5)。

イ (2) ①イの申請書の写し

ロ (2) ①ロ (b) の契約書又は裁決書若しくは和解調書の写し

ハ (1) ③の認定書の写し

ニ 納税猶予農地等の図面、写真等、当該農地等の貸付けの直前の利用状況を示す書類

ホ 納税猶予の適用を受けている者が当該農地等の所有者でない場合においては、当該農地等を貸し付けることについての所有者の同意書

(4) 一時使用中の事務

① 事業の施行者は、当該農地等を引き続き借り受けている旨及び当該事業が引き続き施行されている旨を証する書面を②の届出に間に合うように農地等の所有者等に発行するものとする (別紙様式 6)。

② 農地等の所有者等は (2) の承認を受けた日の翌日から起算して毎一年を経過するごとの日までに、所轄税務署長に対して、①の書面を添付した継続貸付届出書を提出するものとする (法第 70 条の 4 第 19 項、第 70 条の 6 第 23 項、平成七年改正法附則第 36 条第 7 項)。

③ 事業の遅延等により貸付期限が延長されることとなった場合には、事業の施行者は令第 40 条の 6 第 46 項、第 40 条の 7 第 51 項又は平成七年改正令附則第 28 条第 14 項に基づき貸付期限を延長する事情の詳細を記載した一時使用期間が延長されることとなった旨の証明書 (別紙様式 7) を農地等の所有者等に発行するとともに、農業委員会に対しても貸付期限を延長する旨を当該証明書の写しをもって知らせることとする。当該届出は一時使用を延長する場合には必ず提出し、納税猶予の期限が到来しないよう留意すること。

④ ③の証明書の写しを農業委員会に提出することを怠ると、農業委員会が貸付期限の延長を把握することができず、納税の義務が生じる恐れがあるのでその旨留意すること。

⑤ ③の場合には、農地等の所有者等は次に掲げる書類を貸付期限が到来する日から一月以内に所轄税務署長に提出するものとする。

イ 令第 40 条の 6 第 46 項、第 40 条の 7 第 51 項又は平成七年改正令附則第 28 条第 14 項の届出書

ロ ③の事業の施行者から農地等の所有者等に対して発行された書面

ハ (2) ①ロ (b) の契約書又は裁決書若しくは和解調書の写しその他の書類で貸付期限が延長されることが明らかとなるもの

⑥ 貸付期限の到来前に一時使用する必要がなくなったときは、事業の施行者は農地等の所有者

等との調整を図り、速やかに地上権等を解約し（5）の手續に移行するよう努めるものとする。

(5) 地上権等の消滅及び農地等の返還

- ① 地上権等が消滅した場合は、事業の施行者は、従前と同様に農業の用に供されている旨の証明を農業委員会に求めるものとする（別紙様式8）。農業委員会の会議の開催が頻繁には行われなない地域の納税猶予農地等を一時使用した事業の施行者は、その旨に十分留意し、自らの責任で④に規定する農地等の所有者等の所轄税務署長への書類提出の遅延を招くことのないように努めるものとする。
- ② 農業委員会が①の依頼を受けた場合は、一時使用されていた農地等につき、規則第23条の7第30項（第23条の8第25項において準用する場合を含む。）の規定により貸付けに係る土地が農地等に復したこと及び農地等の所有者等（法第70条の4第6項又は第70条の6第9項の規定の適用を受ける農地等を貸し付けていた場合には、令第40条の6第19項に規定する特定推定相続人又は令第40条の7第19項第5号に規定する特定推定相続人）が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みである（当該土地が令第40条の6第67項第2号又は第3号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が法第70条の4第1項の適用を受けていたものであること（当該土地が令第40条の7第71項第2号又は第3号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が法第70条の6第1項の適用を受けていたものであること））と認められる場合には、その旨を証する書面を事業の施行者に対して発行するものとする（別紙様式8）。一時使用されていた農地等が平成七年改正法附則第36条第6項の規定の適用を受けている場合には、平成七年改正規則附則第14条第12項の規定により貸付けに係る土地が農地等に復したこと及び平成七年改正法附則第36条第6項の適用を受けている農地等の所有者等が特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであると認める場合とする。
- ③ 事業の施行者は②の書面を農地等の所有者等に送付するものとする。
- ④ 農地等の所有者等は一時使用終了後二月以内に、②の書面及び次に掲げる書類を添えて令第40条の6第44項、第40条の7第49項、平成七年改正令附則第28条第12項に規定する届出書を所轄税務署長に提出するものとする（令第40条の6第44項、第40条の7第49項、平成七年改正令附則第28条第12項）。
 - イ 農地等を借り受ける契約が終了した旨及び終了した日を証する事業の施行者の書類
 - ロ 地上権等が登記されていた場合には、当該農地等の登記簿の謄本（当該地上権等の消滅後に取得したものに限る。）
 - ハ 次に掲げる区分に応じ次に掲げる書類（ニに掲げる場合を除く。）
 - (a) 農地等の所有者等が、法第70条の4第6項、第70条の6第9項の規定の適用を受ける農地等の全部について貸し付けていた場合 次に掲げる書類
 - ・ 規則第23条の7第10項第1号に掲げる書類（同号に掲げる農業委員会の書類にあつては、農地等の所有者等の推定相続人が令第40条の6第15項第3号に掲げる要件に該当することを明らかにする事実を記載したものとする。）
 - ・ 規則第23条の7第10項第2号に掲げる書類
 - ・ 規則第23条の7第10項第3号に掲げる農業委員会の書類

(b) (a) に掲げる場合以外の場合 規則第 23 条の 7 第 10 項第 2 号に掲げる書類

ニ 次に掲げる区分に応じ次に掲げる書類

(a) 農地等の所有者等が平成七年改正法附則第 36 条第 6 項の適用を受ける農地等の全部について貸し付けていた場合 平成七年改正規則附則第 14 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類

(b) (a) に掲げる場合以外の場合 (平成七年改正法附則第 36 条第 6 項の適用を受ける農地等に係る部分に限る。) 平成七年改正規則附則第 14 条第 4 項第 2 号に掲げる書類

4 不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている農地等について

農地等の贈与に際しての不動産取得税の徴収猶予 (地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 附則第 12 条) の適用を受けている農地等についても、今般地方税法等の一部を改正する法律 (平成 13 年法律第 8 号) により、公共事業の用に供するために一時的に地上権等を設定した場合には当該設定がなかったものとして徴収猶予が継続されることとなった。当該特例の適用に当たっては 3 の手続及び別紙様式 2、4～8 による。この場合においては、「相続税等」を「不動産取得税」と、「納税地の所轄税務署長」を「納税地の都道府県知事」と、「納税猶予農地等」を「徴収猶予農地等」と、「納税猶予の適用を受けている者」を「徴収猶予の適用を受けている者」と、「租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 42 項 (又は第 40 条の 7 第 45 項若しくは租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成 7 年政令第 158 号) 附則第 28 条第 10 項)」を「地方税法施行令附則第 10 条第 5 項において準用する租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 42 項」と、「租税特別措置法第 70 条の 4 第 19 項、第 70 条の 6 第 23 項、又は租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成 7 年法律第 55 号) 附則第 36 条第 7 項」を「地方税法附則第 12 条第 2 項において準用する租税特別措置法第 70 条の 4 第 19 項」と、「租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 46 項 (又は第 40 条の 7 第 51 項若しくは租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成 7 年政令第 158 号) 附則第 28 条第 14 項)」を「地方税法施行令附則第 10 条第 9 項」とする。

なお、当該特例の適用に当たっては、農地等の所有者等は、相続税等に係る納税地の所轄税務署長に提出する書類を、同様に都道府県知事にも提出しなければならないので、この点に留意して証明書の発行等を行うこと。

5 その他留意事項

① 国土交通大臣が審査、認定する租税特別措置法第 70 条の 4 第 18 項、第 70 条の 6 第 22 項及び平成七年改正法附則第 36 条第 6 項に規定する事業及び一時使用が代替性のないものとは、当該事業が線的連続性を有する用地を必要とする事業であり、かつ当該事業の施行に当たり当該農地等を一時使用せざるを得ない状況にあるものを指すものと解する。

例えば、土砂置き場や工事の作業スペース等のための一時使用は一般的には事業の効率性及び経済性の観点から選定されるにすぎず、特に一時使用地が納税猶予農地等でなくとも事業の遂行には特段の問題はないものと考えられるのでこの点に留意して認定の申請を行うこと。

② 当該事業の施行者が当該納税猶予農地等を一時使用する場合とは、契約の当事者が当該事業の施行者本人である場合に限る。従って、事業の施行者の業務を請け負っている業者等が自ら契約し

て納税猶予農地等を一時使用する時は本特例は受けられない。

- ③ 納税猶予農地等に対する地上権等の設定は、本特例が確実に適用されるよう 3 (1) の国土交通大臣による認定があった後に行うことが望ましい。

(別紙様式1)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第 号

認 定 申 請 書

国 土 交 通 大 臣 殿

事業の施行者 住 所
氏名及び名称

標記について相続税又は贈与税の納税猶予を受けている農地（又は採草放牧地若しくは準農地）を下記の事業のために一時使用することを予定しており、つきまして租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第18項（又は第70条の6第22項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項）の規定による国土交通大臣の認定を受けたく下記のとおり申請いたします。

記

事業名			
事業の種類（及び既に認定を受けている事業については認定年月日）			
五千万所得控除等の税制の特例に係る事前協議番号			
納税猶予の適用を受けている者の氏名			
納税猶予の適用を受けている者の住所			
納税猶予農地等の所在地		地目	面積
一時使用の目的			
使用予定期間	(年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで		
添付書類：（3（1）①ロに掲げる理由書、事業計画書等の添付書類を記載）			

注意事項

- ・認定に係る事業の種類が道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業である場合には、その旨明記すること。

(別紙様式2)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第 号

認 定 申 請 書

国 土 交 通 大 臣 殿

事業の施行者 住 所
氏名及び名称

標記について不動産取得税の徴収猶予を受けている農地（又は採草放牧地若しくは準農地）を下記事業のために一時使用することを予定しており、つきまして地方税法（昭和25年法律第226号）附則第12条第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第18項の規定による国土交通大臣の認定を受けたく下記のとおり申請します。

記

事業名			
事業の種類（及び既に認定を受けている事業については認定年月日）			
徴収猶予の適用を受けている者の氏名			
徴収猶予の適用を受けている者の住所			
徴収猶予農地等の所在地	地目	面積	
一時使用の目的			
使用予定期間	(年号) 年 月 日から	(年号) 年 月 日まで	
添付書類：（3（1）①口に掲げる理由書、事業計画書等の添付書類を記載）			

注意事項

- ・認定に係る事業の種類が道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業である場合には、その旨明記すること。

(別紙様式3)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第 号

認 定 書

事業施行者の長 殿

国 土 交 通 大 臣 印

(年号) 年 月 日付 第 号で申請のあった下記の事業につき、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第18項（又は第70条の6第22項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項）の規定に基づき、（当該事業が道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業に準ずる事業である旨及び）当該事業の施行に当たり下記の納税猶予農地等の一時使用が代替性のないものである旨認定する。

記

事業名			
事業の種類（及び既に認定を受けている事業については認定年月日）			
納税猶予の適用を受けている者の氏名			
納税猶予の適用を受けている者の住所			
納税猶予農地等の所在地	地目	面積	
一時使用の目的			
使用予定期間	(年号) 年 月 日から	(年号) 年 月 日まで	

(別紙様式4)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第 号

認 定 書

事業施行者の長 殿

国 土 交 通 大 臣 印

(年号) 年 月 日付 第 号で申請のあった下記の事業につき、地方税法附則第12条第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第18項の規定に基づき、(当該事業が道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業及び鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業に準ずる事業である旨及び)当該事業の施行に当たり下記の納税猶予農地等の一時使用が代替性のないものである旨認定する。

記

事業名			
事業の種類(及び既に認定を受けている事業については認定年月日)			
徴収猶予の適用を受けている者の氏名			
徴収猶予の適用を受けている者の住所			
徴収猶予農地等の所在地	地目	面積	
一時使用の目的			
使用予定期間	(年号) 年 月 日から	(年号) 年 月 日まで	

(別紙様式 5)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第 号

農業委員長 (農業委員会を置かない市町村にあつては市町村長) 殿

事業施行者の長

納税猶予農地等の一時使用について (届出)

貴委員会所轄内の納税猶予農地等について下記事業のために一時使用することとなりましたので、別添の書類を添えて届出いたします。なお、当該一時使用については (年号) 年 月 日 第 号において租税特別措置法第 70 条の 4 第 18 項 (又は第 70 条の 6 第 22 項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成 7 年法律第 55 号) 附則第 36 条第 6 項若しくは地方税法附則第 12 条第 1 項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第 70 条の 4 第 18 項) に規定する国土交通大臣の認定を受けていることを申し添えます。

記

事業名		
事業の種類 (及び既に認定を受けている事業については認定年月日)		
納税猶予の適用を受けている者の氏名		
納税猶予の適用を受けている者の住所		
推定相続人又は特定農地所有適格法人の氏名又は名称 (租税特別措置法第 70 条の 4 第 6 項又は租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成 7 年法律第 55 号) 附則第 36 条第 3 項の適用を受けている納税猶予農地等に係るものに限る。次欄において同じ。)		
推定相続人又は特定農地所有適格法人の住所		
納税猶予農地等の所在地		地目
		面積
一時使用の目的		
使用予定期間 (年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで (及び租税特別措置法第 70 条の 4 第 6 項又は租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成 7 年法律第 55 号) 附則第 36 条第 3 項の適用を受けている納税猶予農地等にあつては、その旨、使用貸借による権利の消滅の日及び貸付期限の到来後の使用貸借による権利の設定日若しくは設定予定日)		
添付書類: (3 (3) に掲げる申請書の写し、契約書の写し、認定書の写し等添付書類を記載)		

(別紙様式6)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第 号

証 明 書

納税猶予の適用を受けている者 殿

事業施行者の長 印

(年号) 年 月 日付で契約した地上権等の設定(又は土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく使用の裁決により(年号) 年 月 日において納税猶予農地等を使用する権利を取得したこと)に基づき、現在においても下記のとおり一時使用していることを証明いたします。

記

事業名			
納税猶予の適用を受けている者の氏名			
納税猶予の適用を受けている者の住所			
納税猶予農地等の所在地		地目	面積
一時使用の目的			
使用期間	(年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで		
特記事項			

注意事項

- この証明書は租税特別措置法施行令第40条の6第42項(又は第40条の7第45項若しくは租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第10項)の規定により、税務署長の承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日の2ヶ月前において引き続き農地等を借り受けている旨及び事業を引き続き施行している旨を証明するものです。
- この証明書は一時使用期間中、毎年発行されます。
- この証明書を受け取ったときは遅滞なく租税特別措置法第70条の4第19項、第70条の6第23項、又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第7項の規定により、継続貸付届出書に添付して、納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 国土交通大臣の認定に係る一時使用期間と当該農地等の貸付けに係る契約期間が異なる場合等にはその旨を特記事項欄に記載してください。

(別紙様式7)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第 号

一時使用期間を延長する旨の証明書

納税猶予の適用を受けている者 殿

事業施行者の長 印

(年号) 年 月 日付け 第 号で届出いたしました「納税猶予農地等の一時使用について(届出)」において、使用期限が(年号) 年 月 日までとなっておりますが、下記の納税猶予農地等については、一時使用期間が延長されることとなった旨を証明します。

記

事業名			
納税猶予の適用を受けている者の氏名			
納税猶予の適用を受けている者の住所			
納税猶予農地等の所在地		地目	面積
一時使用の目的			
変更後使用期間	(年号)	年 月	日まで

(別紙様式 7)

延長理由

注意事項

- この証明書は租税特別措置法施行令第40条の6第46項（又は第40条の7第51項若しくは租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第14項）の規定により、貸付期限を延長する事情の詳細を記載した書類です。
- この書類を受け取ったときは、貸付期限の到来する日から一月以内に、同条に規定する届出書に添付して、納税地の所轄税務署長に提出してください。

(別紙様式 8)

農地等が農業の用に供されている旨等を証する書面

証 明 願 (年号) 年 月 日		
農業委員長 (農業委員会を置かない市町村にあつては市町村長) 殿		
事業の施行者名		
<p>(年号) 年 月 日に貴会に提出いたしました納税猶予等農地等の一時使用については、当該一時使用に係る地上権等が消滅しましたので、当該一時使用に係る土地が、</p> <p>()① 農地等に復元され、かつ農地等の所有者等が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること (租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 4 4 項、第 40 条の 7 第 4 9 項)</p> <p>()② 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項又は第 70 条の 6 第 1 項の規定を受けていたものであること (当該土地が租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 6 7 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する敷地若しくは用地又は租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 7 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する敷地若しくは用地となる場合に限る。)</p> <p>()③ 農地等に復元され、かつ租税特別措置法第 70 条の 4 第 6 項若しくは第 70 条の 6 第 9 項又は租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成 7 年法律第 55 号) 附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受けている受贈者又は農業相続人が、特定推定相続人又は特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定していること又は遅滞なく設定をする見込みであること (租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 19 項、第 44 項、第 40 条の 7 第 19 項第 5 号、第 49 項、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成 7 年政令第 158 号) 第 28 条第 1 2 項) を証明願います。</p>		
記		
事業名		
納税猶予の適用を受けている者の氏名		
納税猶予の適用を受けている者の住所		
特定推定相続人又は特定農地所有適格法人の氏名又は名称 (租税特別措置法第 70 条の 4 第 6 項又は租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成 7 年法律第 55 号) 附則第 36 条第 3 項の適用を受けている納税猶予農地等に係るものに限る。次欄において同じ。)		
特定推定相続人又は特定農地所有適格法人の住所		
納税猶予農地等の所在地		地 目
		面 積
一時使用の目的		
使用した期間 (年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで (及び租税特別措置法第 70 条の 4 第 6 項又は租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成 7 年法律第 55 号) 附則第 36 条第 3 項の適用を受けている納税猶予農地等にあつては、その旨、使用貸借による権利の消滅の日及び貸付期限の到来後の使用貸借による権利の設定日若しくは設定予定日)		
上記 ____ に該当するものであることを証明する。 (年号) 年 月 日 農業委員長 (市町村長) 印		